

～社会福祉サービスの
提供に関わる法律～



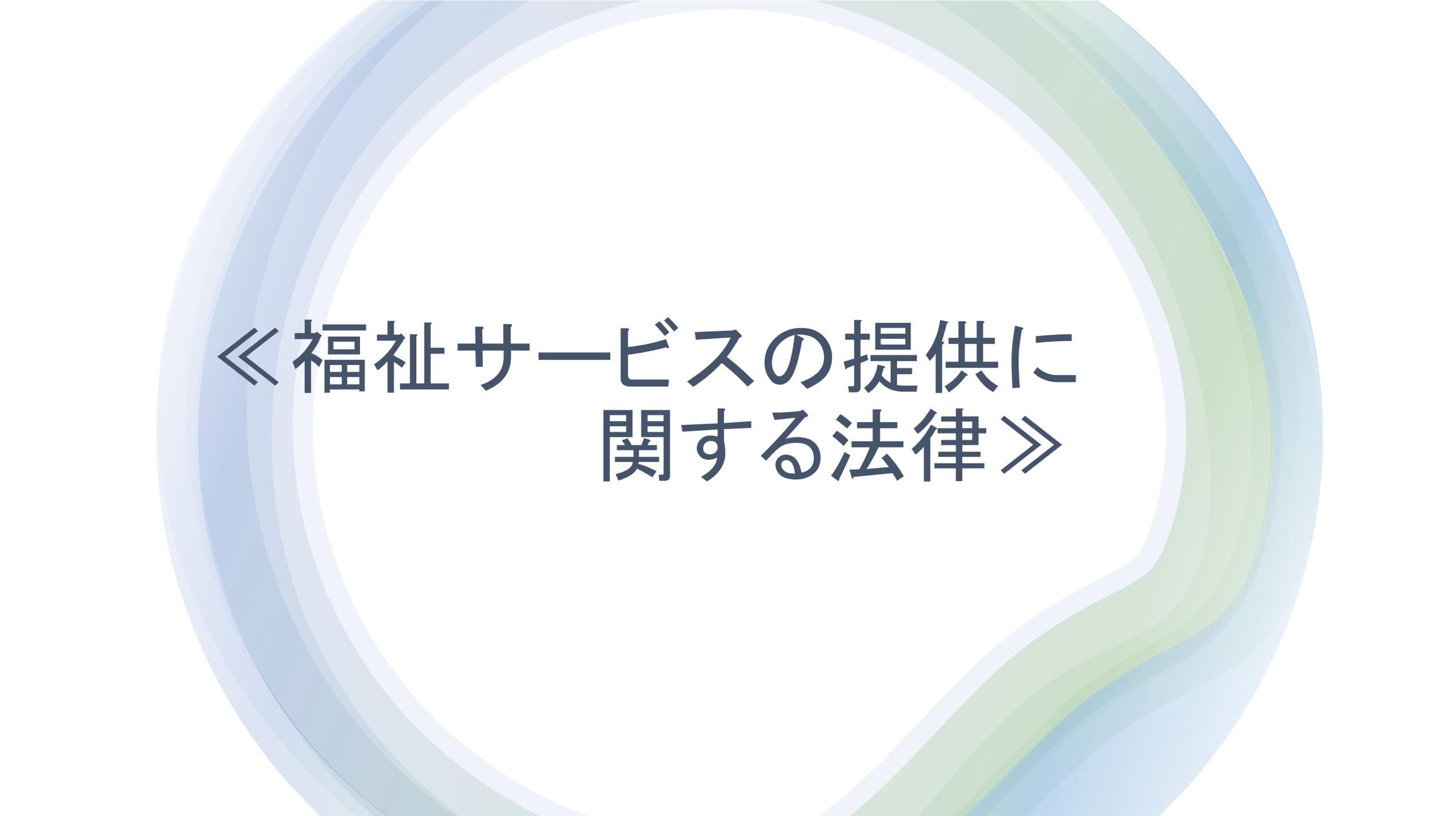


～法律の基礎～

権利と義務の社会

権利と義務は表裏一体、車の両輪の関係にあり、そうした権利と義務を有する人々で構成されているのが「社会」である。

よりよい社会は、人々の生きる努力の中で互いによく生きられるように支え合うことによってこそ築かれるものである。



《福祉サービスの提供に
関する法律》

憲法第11条 国民の基本的人権の永久不可侵性

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない
ということ。

人間は人間以外の何ものでもないわけで、人間として
生まれたからこそ有する人間としての権利は誰もが
有するということです。

憲法第12条 自由及び権利の保持責任、濫用の禁止、利用責任

国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって保持し、濫用してはならないし、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うということ。

自由や権利を保持するには、自分だけの都合ではなく、自分以外に対する配慮を要し、責任を自覚しなければならないということで、「公共の福祉」とは、社会一般に共通の幸福を意味する。

憲法第13条 個人の尊重、幸福追求の権利

すべて国民は、個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利は、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とするということ。

憲法第14条 法の下での平等

すべて国民は法の下に平等であり、人種、信条性別、社会的身分や門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないということ。

憲法第25条 国民の生存権、国の保障義務

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上と増進に努めなければならないということ。

ソーシャルワークとの関り

1. ソーシャルワークの定義

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。

2. ソーシャルワークの機能

- ① 人々の問題解決能力や対処能力等を強化するという目標を達成するため、事前評価、診断、発見、カウンセリング、援助、代弁・能力付与等の機能を遂行する。
- ② 人々と資源、サービス、制度等を結びつけるという目標を達成するため、組織化、紹介、ネットワーキング等の機能を遂行する。
- ③ 制度の効果的かつ人道的な運営を促進するという目標を達成するため、管理/運営、スーパービジョン、関係者の調整等の機能を遂行する。
- ④ 社会政策を発展させ改善するという目標を達成するため、政策分析、政策提案、職員研修、資源開発等の機能を遂行する。

3. ソーシャルワークとの関わりと連携について

障がい分野においては、障がい児者の自立促進と共生社会の実現に向けて、相談支援専門員には、「ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている」とされている。

支援が必要な者を地域で支えるため、地域住民や支援者・ソーシャルワーク、相互協力により、地域福祉を推進していくことが求められている。

障がい者の権利や 後見人制度とは？

知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、
不動産や預貯金などの財産の管理をしたり、契約を結んだり、

遺産分割協議をする必要があっても、自らこれらの手続きを行うことが
難しい場合がある。

また、十分に判断ができないことで、不利益な契約をしてしまう可能性もある。このような判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度のことをいう。

なお、成年後見制度は、「**任意後見**」と「**法定後見**」の2つに分類される。

〈任意後見制度〉

判断能力が十分にある方が、自分自身の判断能力が低下したときに備えて、事前に自ら後見人を選んで、契約を結ぶ制度のことである。

誰になにを支援してもらうか具体的に決定した上で、後見契約を結び、実際に判断能力が低下・喪失したときに後見を開始する点が特徴である。



〈法定後見制度〉

既に判断能力が低下して、自身で財産管理等を十分に行うことができない方に、本人に代わって配偶者や子供などが申立てを行い、後見人を選任する制度である。

さらに、法定後見制度では、選任の申立を受けた家庭裁判所が判断能力に応じて、補助、保佐、後見の3つの類型から適切なものを選択し、状況に応じた支援を行う。

「補助」は、判断能力がある程度低下してしまった人に適用されるもので、3つの類型の中では最も軽度である。補助の対象になる方は、日常生活には特段問題がない方が多い。

被補助人は一人で行うことが難しい事柄に限って、必要に応じて補助人にサポートをお願いする。そのため、補助人には、包括的に権限が付与されるわけではなく、必要に応じて個別に代理権や同意権が付与されることになる。

「保佐」は、判断能力が相当程度低下してしまった人に適用されるもので、3つの類型のうち、中間に位置する。保佐の対象になる方は、重要な法律行為（不動産の取引や遺産分割協議、金銭の貸し借りなど）について、サポートを必要とする状態にあるため、保佐人は、被保佐人が行った法律行為を完全に有効にする同意権と、それを取り消すための取消権を有する。



「後見」とは、判断能力がほとんどなくなってしまった人に適用されるもので、3つのタイプのうち、最も重いタイプである。

後見の対象になる方については、様々な不利益から法的に広く保護することが重視されている。



そのため、後見人は、被後見人に代わって法律行為を行う代理権と被後見人が行った法律行為を取り消すための取消権を有する。

ちなみに、成年後見制度のうち、最も利用者数の多い類型であり、利用者全体の約8割がこの「後見」を利用している。

法定後見制度





選任の方法

年後見人等の選任は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立をする。

申立人になれるのは、本人、配偶者、四親等内の親族等である。成年後見人等になる人は、親族に限らず、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家が選任される場合もある。

成年後見人等になるために、特に資格は必要ないが、成年後見人等は、申立のきっかけとなったこと(不動産の取引や遺産分割協議、金銭の貸し借りなど)が終わった後も、本人が亡くなるか、判断能力が回復するまで、職務が続くことになるため、注意が必要である。

選任手続きには、申立手数料として800円、登記手数料として2,600円分の収入印紙が必要になる。また、連絡用の切手も必要である。後述するが、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するため、鑑定という手続きが行われる場合がある。この場合、鑑定費用として、10～20万円の費用がかかる。

申立準備・面接予約



申立



審理

書類審査・面接・親族への意向照会、鑑定、本人・候補者の調査



審判・確定・登記

約
2
か
月



後見制度開始後に
費用はかかる？

後見人等は、報酬をもらうことができる。申立があった時に審判で決定される。つまり、申立がない場合には、報酬の支払いは不要。

報酬額は、法律で決まっているわけではない。裁判官が、事務内容や管理をしなければいけない財産の内容等を総合的に考慮して、適正妥当な金額を算定する。

東京家庭裁判所が公表している目安は月額2万円。

ただし、財産の額が高額になると、事務負担が複雑、困難になることを考慮して、増額される。

- 基本報酬：月額2万円
- 財産額が1,000万円超5,000万円以下：月額3～4万円
- 財産額が5,000万円超：月額5～6万円

なお、親族が成年後見人等をする場合は、報酬の申立てがないことが多いが、申立があった場合には、上記を参考に、事案に応じて、少し減額し算定される。

また、遺産分割協議や不動産の売却、保険金の請求手続きなど、特別な事情があった場合には、上記の基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加することができる。

また、裁判所の判断で、後見人のサポートを行う成年後見監督人が選任されることがある。成年後見監督人も通常の後見監督事務を行った場合、下記の報酬を受け取ることができる。

- 財産額が5,000万円以下：月額1～2万円
- 財産額が5,000万円超：月額2万5,000円～3万円

後見制度を止めること
とはできる？

後見制度自体を止めることができるのは、下記のいずれかに該当する場合のみ。

- 被後見人等が死亡した場合

- 後見の原因が消滅し、家庭裁判所が後見開始の審判を取り消した場合

なお、後見の原因が消滅するとは、判断能力がない方が判断能力が回復するときや病状が回復するときなので、現実的には、あまりない。